平成２２年（フ）第６８号
徳島県阿南市向原町下ノ浜４番地１　Ａｎｇｅｌｉｃａ102
債務者　長尾　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１１８４号
北九州市小倉北区篠崎５丁目21番20号都荘101
債務者　小嶺　京一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１８６号
北九州市若松区高須南４丁目４番14―402号
債務者　髙橋　文子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１９９号
北九州市小倉北区京町４丁目６番７―1502号
債務者　森　ちづる
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２１３号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目８番20―204号
債務者　藤本由美子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３２号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目３番８―107号
債務者　赤星　瑠美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２３５号
北九州市小倉北区貴船町13番４号レオパレス貴船町103
債務者　三品まさえ
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７６８号
熊本市月出４丁目４番12―301号
債務者　中元　　泉
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７２号
大分県宇佐市大字長洲2873番地の１
債務者　尾﨑　良人
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第７３号
大分県宇佐市大字長洲2873番地の１
債務者　尾﨑千枝子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
大分県中津市大字角木499番地１　前田貸家
債務者　錦織　勇治
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第９７号
大分県宇佐市大字高森2363番地の１
債務者　芹川　盛雄
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字下里1108番地８
債務者　久島　義輝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２５号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根95番地　なかのやマンション203
債務者　濱川　貴信
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第３００号
福島県郡山市西田町大田字富作25番地
債務者　民部田　愛
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７７３号
埼玉県川口市大字赤山1230番地
債務者　永田　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５８号
名古屋市西区中小田井２丁目349番地の１にしきハイツ201号
債務者　紫垣　康廣
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５７号
名古屋市北区生駒町５丁目107番地　第１浅田荘28号
債務者　有働　栄一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部